

温泉利用許可申請のしおり

温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、知事（保健所長に委任）に申請して許可を受けなければなりません。（温泉法第15条）

- * 「公共の用に供する」とは、不特定多数人の用に供する場合を言います。
例：公衆浴場、旅館、病院、保健施設、福祉施設、保養所等
- * 許可の単位は、浴槽、蛇口又はこれに類する施設（以下「利用施設」という。）毎とされています。また、浴用及び飲用は、別々の許可が必要です。（同一利用施設内で浴用、飲用の双方に供する場合も、許可の単位は2件となります。）
- * 「浴用に供する」とは、入浴よりも広い概念で、温泉プールや手足湯、整形外科における温浴療法等も「浴用」に該当します。
- * 許可の単位の特例として、同一泉源から単純温泉を引湯し、同一浴室内その他お互いに近接した施設において利用する場合等、各利用施設相互間に成分の差異が全く認められないときには、二つ以上の利用施設を一括して許可することができます。
- * 許可は特定の個人又は法人になされているので、その個人が死亡した場合や法人が変わった場合（商号変更は除く）は、新たな利用許可を受けなければなりません。

1 申請が必要な利用施設及び必要な場合の例示

ア 利用許可を受けていない利用施設

- * 新規の掘削や増掘、自家用から公共用に用途を変更した利用施設等が該当します。

イ 利用許可を受けた個人又は法人から他の者に経営者が変更した利用施設

- * 「温泉利用者氏名等変更届」ではなく、新たな利用許可申請が必要です。

ウ 利用許可を受けた個人が死亡し、相続人等が新たに管理者となった利用施設

- * （ただし）事業を承継した相続人が、被相続人の死亡後60日以内に知事（保健所長に委任）に申請して承認を受けた場合は、新たに利用許可を受ける必要はありません。

エ 利用許可を受けた法人の合併又は分割によって、管理者が変更した利用施設

- * （ただし）合併又は分割について知事（保健所長に委任）の承認を受けたときは、合併後存続する法人等については、新たに利用許可を受ける必要はありません。

オ 利用許可後、泉源を掘り替えた場合や引湯する泉源が替わった場合

- * 代替掘削が行われた場合等です。なお引湯の場合は、湯元の泉源の掘り替えが該当します。

カ 利用許可後、利用施設を新設又は増改築した場合

- * 浴槽・浴室等を増設した場合、客室に露天風呂を新設した場合、浴室のある別館等を新設した場合等が該当します。

2 利用許可申請の手続き

(1) 申請者・・・利用施設の管理者（公共の浴用又は飲用に供しようとする者）
個人又は法人（法人の場合は代表者氏名記載のこと）

(2) 提出書類

ア 温泉利用許可申請書（第6号様式） ＊記入方法等は別途説明

イ 温泉分析書の写し

＊利用施設におけるものを原則とするが、利用場所と湧出口間の温度及び成分に差異がないと認められる場合は、湧出口におけるものであっても差し支えないとされています。この場合の温度及び成分に差異があるか否かの判断は、成分が変化しやすい温泉があることから、利用される温泉の泉質、利用場所と湧出口間の距離、引湯施設、利用施設等を勘案して行っています。

＊成分が変化しやすい温泉とは、硫黄泉、二酸化炭素泉、放射能泉及び鉄泉などが該当します。

＊成分に差異がある場合とは、例えば、温泉に含まれる成分のうち特定の成分を予め除去した場合等です。

ウ 誓約書（別添様式）

エ 浴用施設又は飲用施設の構造及び設備の概要並びに平面図（建物及び浴槽等）

オ 源泉から利用施設までの配管施設を示した図面（口径、材質及び延長（m））

＊飲用の場合は、温泉に含まれる一般細菌及び大腸菌群の数並びに有機物の量に関する検査の結果を記載した書類が必要です。

3 申請手数料 35,000円（飲用・浴用ともに必要な場合は、70,000円）

4 申請書等提出部数 1部

5 申請書等提出先・問い合わせ先

保健所・保健部	担当課	連絡先	所管する地域
東部保健所	健康安全企画課	0977-67-2511	別府市、杵築市、日出町
東部保健所国東保健部	健康安全・衛生課	0978-72-1127	国東市、姫島村
中部保健所	健康安全企画課	0972-62-9171	臼杵市、津久見市
中部保健所由布保健部	健康安全・衛生課	097-582-0660	由布市
南部保健所	健康安全企画課	0972-22-0562	佐伯市
豊肥保健所	健康安全企画課	0974-22-0162	竹田市、豊後大野市
西部保健所	健康安全企画課	0973-23-3133	日田市、九重町、玖珠町
北部保健所	健康安全企画課	0979-22-2210	中津市、宇佐市
北部保健所豊後高田保健部	健康安全・衛生課	0978-22-3165	豊後高田市
大分市保健所	衛生課	097-536-2854	大分市

※大分市の場合、温泉掘削（増掘）・動力装置・採取許可や採取権者変更に係る手続きは自然保護推進室にご相談下さい。また、利用許可に関する手続きは大分市保健所にご相談下さい。

(参考)

◎利用許可申請後の事務の流れ

- 1, 保健所長は、利用許可申請書を受理したときは、温泉利用施設が完成した適当な時期等に現地調査（申請者の立会）を行い、調査結果に基づき、法第35条職員の調査書（第3号-1様式）を作成する。
- 2, 決裁後、利用許可指令書（第3号-3様式）とともに、許可済票（規則第26号様式又は第27号様式）及び禁忌症・適応症その他を記載した書面（浴用の場合は第3号-2-1様式、飲用の場合は第3号-2-2様式）を申請者に交付する。

◎温泉利用許可申請書の記入方法

- ①温泉のゆう出地・・・源泉の所在地（温泉台帳と一致すること）
- ②温泉採取権者の住所及び氏名・・・温泉台帳と一致すること
- ③温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場所・・・利用施設の所在地
例： ○○市大字△△×××番地
- ④利用の業種及び利用施設の名称・・・具体的に記載のこと
例： （業種） 旅館 （施設名） □□旅館内 露天風呂○○○
- ⑤温度・・・利用施設における温泉の温度
- ⑥利用量・・・利用施設における利用量
- ⑦成分に影響を与える項目・・・該当するものに○（その理由を必ず書いてください。）
- ⑧登録分析機関の名称及び登録番号・・・温泉分析書から転記する。